

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 平松整形外科医院（以下「当施設」という）において実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

- (1) 利用者の要介護状態の軽減、もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するようにその目標を設定し、計画的に行う。
- (2) 自ら提供する通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図る。
- (3) 事業の提供にあたっては、医師の指示及び、医師、従事者が共同して利用者の心身の状況、希望、環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成する為の具体的なサービス内容を記載した通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
- (4) 事業の提供にあたっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上、必要とされる事項について理解されやすいように指導または説明を行う。
- (5) 事業の提供にあたっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対して適切なサービスを提供する。認知症のある要介護者に対しては、その特性に対応したサービスが提供できる体制を整える。

(運営方針)

第 3 条 理学療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより利用者の心身機能の維持回復を図り、可能な限り、自立した日常生活を営むことが出来るよう在宅ケアの支援に努める。

- (1) 利用者が要介護状態となることの予防に資するようその目標を設定し、計画的に行う。
- (2) 自ら提供する介護予防通所リハビリテーションの質の評価を行うとともに、主治医または歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図る。
- (3) 事業の提供にあたっては、医師の指示及び医師、従事者が共同して利用者の心身の状況、希望、環境を踏まえて、リハビリテーションの目標と目標を達成する為の具体的なサービス内容を記載した介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を支援する。
- (4) 事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行い、利用者の病状、利用者その家族に対して、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について理解されやすいように指導または説明を行い、利用者の同意を得る。
- (5) 事業の提供にあたっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者の有する能力を最大限活用することが出来るような方法によるサービスを提供する。また利用者とのコミュニケーションを充分図り、利用者が主体的に事業に参加するよう適切に働きかける。
- (6) 利用者の個人情報、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供に関わる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得ることとする。
- (7) 利用者の人権の擁護、虐待の防止の為、必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第 4 条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 平松整形外科デイケアセンター
- (2) 開設年月日 平成 24 年 5 月 7 日
- (3) 所在地 長崎県大村市富の原 2 丁目 218-4
- (4) 電話番号 0957-27-4422 FAX 番号 0957-27-4423
- (5) 管理者名 平松隆

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設(事業所)の従事者の職種、員数は次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 医師(常勤・兼務) 1人
- (2) 管理者(常勤・医師兼務) 1人
- (3) 管理代行者 理学療法士(常勤・専従) 1人
- (4) 理学療法士(常勤・兼務) 2人以上
- (5) 介護職員(常勤・兼務) 2人以上

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設(事業所)職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護サービスに携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく介護を行う。
- (4) 理学療法士は、医師や介護職等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) 祝祭日を除く、毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。
- (2) 営業日の午前8:30から6:00までを営業時間とする。ただし、木曜日と土曜日は、午前8:30から午後3:00までとする。
- (3) サービス提供時間 午前8:30から12:30まで、午後2:00から6:00までの1時間以上2時間未満とする。ただし、木曜日と土曜日は、午前8:30から12:00まで、午後1:00から3:00までの1時間以上2時間未満とする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の総利用定員は、26人(1単位:午前13人、2単位:午後13人)とする。

(事業の内容)

第9条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は介護予防にあつては介護予防に資するよう、医師、理学療法士、介護職等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、リハビリテーションを行う。

- (2) 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- (2) おむつ代等、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を下記の掲載の料金により支払いを受ける。

介護保険給付外サービス		
通常事業地域外の送迎代 (1回につき)	事業所から片道10キロ以上 15キロ未満	500円
	事業所から片道15キロ以上	800円
紙おむつ代	パンツタイプ	150円
	テープ止めタイプ	110円
	パット	50円
実費利用料（要支援1） 1回につき	週1回の利用までは介護保険適用、 それ以上の場合は実費負担になります	1350円

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

大村市、大村市近郊の東彼杵町（里郷、平似田郷、瀬戸郷、千綿宿郷）

(身体の拘束、高齢者虐待防止のための措置)

第12条 当施設（事業所）は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。また、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等、緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5) 事業所において、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第 14 条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用にあたっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 飲酒、喫煙は禁止する。
- (2) 火気の取り扱いは禁止する。
- (3) 所持品、備品等の持ち込みは可能だが、自己管理とする。
- (4) 金銭、貴重品の管理は自己管理とする。
- (5) 通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は禁止する。
- (6) 宗教活動は禁止する。
- (7) ペットの持ち込みは禁止する。
- (8) 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
- (9) 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第 15 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。(事業所管理者とは別に定めることも可)
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。(名前を列記しても可)
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限に留める為、自衛消防員を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火、通報、避難）…年 2 回以上
(うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 非常災害用設備の使用方法の徹底…随時
その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(業務継続計画の策定等)

第 16 条 当施設（事業所）は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続に従い必要な措置を講じるものとする。

- (2) 当施設（事業所）は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (3) 当施設（事業所）は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
- (4) 当施設（事業所）は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携を努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 17 条 当施設(事業所)は、安全かつ適切に、質の高い介護、医療サービスを提供する為に、事故発生防止の為に指針(別添)を定め、介護、医療事故を防止する為に体制を整備する。また、サービス提供時に事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を行う。

(職員の服務規律)

第 18 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通報者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 19 条 施設職員(事業所)の資質向上の為に、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 20 条 職員の就業に関する事項は、別に定める平松整形外科医院の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 21 条 職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 22 条 利用者の使用する施設、器具その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

- (2) 感染症が発生し蔓延しないように、感染症及び食中毒の予防及び、蔓延防止のための指針(別添)を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (4) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止の為に研修及び訓練を定期的実施する。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 23 条 事業所職員に対して、事業所職員である期間及び事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように、指導教育を適時行うほか、事業所職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めることもある。

(その他運営に関する重要事項)

第 24 条 地震等非常災害その他、やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- (2) 運営規定の概要、事業所職員の職務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- (3) 当施設(事業所)は全ての通所リハビリテーション従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、理学療法士、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者、その他これに類する者を除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させる為に必要な措置を講じるものとする。
- (4) 当施設(事業所)は、適切な指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)の提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止する為の方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- (5) 事業所は、指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする。
- (6) 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)に関連する政省令及び通知並びに本運営規定に定めのない、運営に関する重要事項については、平松整形外科医院の管理者である平松隆が定めるものとする。

付則

この運営規定は、平成 24 年 5 月 7 日より施行する。

平成 24 年 10 月 1 日	一部改訂
平成 25 年 5 月 10 日	一部改訂
平成 26 年 2 月 20 日	一部改訂
平成 26 年 3 月 25 日	一部改訂
平成 26 年 5 月 20 日	一部改訂
平成 28 年 9 月 1 日	一部改訂
平成 29 年 4 月 20 日	一部改訂
令和 6 年 1 月 4 日	一部改訂
令和 6 年 2 月 1 日	一部改訂
令和 6 年 3 月 1 日	一部改訂